

広島県告示第六百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年八月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

杵磨駅家線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市芦田町大字杵磨五五番五地先から 福山市芦田町大字杵磨五〇三番一地先まで	四・五〇〇 一・〇〇〇 五・〇〇〇 一・〇〇〇 六九・五〇〇	一・二〇〇 四一・八〇〇	八六三・〇〇〇 七五八・〇〇〇	一、八二四・〇〇〇 一、七九〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二五三・〇〇 メートル 一、五四四・ 〇〇メートル
福山市芦田町大字上有地四九六番一地先から 福山市芦田町大字上有地三〇六八番一地先まで	一・二〇〇 四一・八〇〇	一・二〇〇 四一・八〇〇	七五八・〇〇〇	一、七九〇・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八五七・〇〇 メートル